

声 明

最高裁のボーナスカット共同本人訴訟（Ⅱ） 上告不受理を弾劾する

3月7日、最高裁判所第一小法廷は、平成30年（受）第2078号事件に対して、「本件を上告審として受理しない」という不当な決定を下した。

本件は、山口敏明さん、島津力さんのボーナスカットと昇給カット、前田稔さんのボーナスカットに対して、減額分の賃金支払いを会社に求めたもので、会社がボーナスカット事由とした非違行為の存否について係争していた事案であった。大阪地方裁判所、大阪高等裁判所は、いずれも原告の主張を認めず請求を棄却したため、原告3名は判決を不服として最高裁判所に上告受理申し立てを行っていた。

最高裁判所には、管理者らが行ったとする注意指導は一方的な報告であり、何ら客観的な証拠がないこと、管理者らが行ったとする注意指導に事実誤認や虚偽内容が含まれていること、さらに、全ての管理者が唯一客観的な証拠となる手控えを破棄していることから事実を証明できる証拠はなく、管理者が作成したメモは、証拠としての評価が著しく低いもので、裁判所が下した判決には、事実認定、証拠の評価が適切であることを合理的に説明がなされていない極めて不当な判決であることを訴えてきた。

しかし、最高裁判所は「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」として本件を上告審として受理しないことを決定したのだ。

私たちは、この不当決定に対して怒りをもって強く抗議する。

しかし私たちは、裁判には敗訴したが、この間の裁判闘争を通じて多くの成果を勝ち取ってきた。それはボーナスカットゼロを実現したことであり、法廷闘争と職場闘争を結合させて組織の強化を勝ち取ってきたことである。

私たちは、この間の闘いで培った経験と教訓を、今、闘いのただ中である「ボーナスカット川本裁判」「年休裁判」「欠勤損賠本人訴訟」へつなげ、会社からの不当な攻撃を通じた強権的な職場支配体制を許さず職場からの闘いをさらに展開していく。

2019年3月28日

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
大阪第二運輸所分会
大阪仕業検査車両所分会